



つるぼ

# 梶 税務 経営 ニュース



編集発行人  
梶税理士事務所  
税理士 梶 義明

〒933-0947  
高岡市本郷1丁目2番7号  
河井ビル2階  
TEL 0766 (25) 7722(代)  
FAX 0766 (25) 7723  
<http://kaji.zei-mu.jp>

9月

(長月) SEPTEMBER

18日・敬老の日  
23日・秋分の日

日	・	10	24
月	・	11	25
火	・	12	26
水	・	13	27
木	・	14	28
金	1	15	29
土	2	16	30
日	3	17	・
月	4	18	・
火	5	19	・
水	6	20	・
木	7	21	・
金	8	22	・
土	9	23	・

## 9月の税務と労務

- 国 税 / 8月分源泉所得税の納付 9月11日
- 国 税 / 10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 10月2日
- 国 税 / 7月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 10月2日
- 国 税 / 1月決算法人の中間申告 10月2日



### ワンポイント 酒類の税率見直し

10月から酒類の税率が見直されます。これは類似する酒類間の税負担の公平性を回復することなどが目的で、令和8年10月まで段階的に実施されます。今年10月の見直しでは、ビール系飲料(350ml)は、ビールが6.65円引き下げられる一方、新ジャンルは9.19円引き上げられ発泡酒と同額となります。

# 先端設備等導入計画 と 優遇税制

先端設備等導入計画は、中小企業等経営強化法に規定された、中小企業者が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。

令和5年度の税制改正では、今年4月1日以降に市区町村の認定を受けた先端設備等導入計画に記載された一定の機械装置等については、固定資産税の課税標準が軽減される措置が新たに講じられました。

## 一 先端設備等導入計画

先端設備等導入計画は、前述

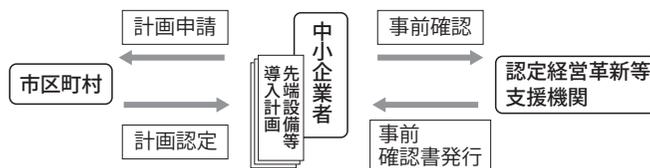
表 認定を受けられる中小企業者の規模

業種分類	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業	3億円以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下
	旅館業	5千万円以下

のとおり、設備投資を通して中小企業の労働生産性の向上を図るための計画です。認定を受けられる中小企業者は、中小企業等経営強化法に規定される中小企業者です（左表参照）。複数の事業を行っている事業者の場合は、主たる事業に該当する業種で判断します。

先端設備等導入計画は、中小企業者が3年間から5年間の一

## 先端設備等導入計画の認定フロー



### ※ 労働生産性とは

$$\text{労働生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} - \text{減価償却費 (注1)}}{\text{労働投入量 (注2)}}$$

(注1) 会計上の減価償却費

(注2) 労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間

定期間内に、労働生産性（※）を基準年度と比べて年平均3%以上向上させるために先端設備等を導入することを策定した計画です。その先端設備等導入計画が、導入する設備が所在する市区町村の導入促進基本計画に適合する場合に、認定を受けることができます。

先端設備等とは、労働生産性の向上に必要な生産や販売活動

## 二 制度活用の流れ

導入促進基本計画は、市区町村によって策定をしているところと、策定をしていないところがあります。また市区町村によって、策定している導入促進基本計画は異なります。そのため、この制度を利用する場合、まず新たに導入する設備を設置する市区町村が策定している導入促進基本計画の内容と、その導入促進基本計画が国からの同意を受けているかの確認を行います。

先端設備等導入計画は、既に取得した設備を対象とする計画は認定されません。認定を受けるためには、対象となる設備を取得する前に、先端設備等導入計画の策定と認定が必要です。また、対象となる設備を設置する市区町村の導入促進基本計画の内容に沿って作成する必要があります。作成した先端設備等導入計画は、認定経営革新等支援機関の確認を受けてから、



市区町村に申請を行います。

申請した計画が認定を受けた場合、市区町村長から認定書が交付されます。そして、認定を受けた先端設備等導入計画を開始し、生産性の向上や賃上げの取り組みを実行します。

### 三 固定資産税の特例措置

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者のうち、一定の要件を満たした場合には、固定資産税の特例を受けることができます。

特例措置の適用対象は、資本金1億円以下の法人と従業員数1000人以下の個人事業主などのうち、先端設備等導入計画

の認定を受けた者です。なお、大企業の子会社等は対象ではありません。

特例の対象となる設備は、認定経営革新等支援機関の認定を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された、①160万円以上の機械装置、②30万円以上の測定工具及び検査工具、③30万円以上の器具備品、④60万円以上の建物附属設備で、生産や販売活動などの用に直接供される新品の資産です。

ただし対象となる設備は、市区町村によって異なる場合があります。また建物附属設備については、家屋と一体となつて効用を果たすものは除かれます。要件を満たした場合、対象となる設備の固定資産税の課税標準が3年間、2分の1に軽減されます。

さらに、賃上げ方針を計画に位置付けて従業員に表明・確認を受けた場合は、①令和6年3月31日までに取得した設備については5年間、②令和7年3月31日までに取得した設備については4年間、課税標準が3分の1に軽減されます。

認定を受けるためには、労働生産性の現状値と目標値を把握する必要がありますので、創業間もない企業については、認定を受けることができません。ただし1事業年度の実績がない場合でも、労働生産性を構成する数値が把握でき、現状値を算出できる場合は、認定を受けることができます。

なお、今回創設された固定資産税の特例措置は、平成30年度税制改正で創設された生産性革命実現に向けた固定資産税の特例措置とは、それぞれ別の特例措置になります。生産性革命実現に向けた固定資産税の特例措置は令和5年3月31日までに計画の認定を受け、設備を取得したものが対象です。

### 四 固定資産税の特例措置の注意点

固定資産税の特例措置は、既存の設備の修繕などを行う場合は、対象にはなりません。また既存の設備に資本的支出を行った場合も、原則として「取得等」に当たらないことから、対象になりません。ただ資本的支出の

内容が、実質的に新たな資産を取得したと認められる場合には、特例措置の適用を受けることができます。

設備の取得価額は、購入対価や引取運賃などの付随費用、据付費などその設備を事業供用するために直接要した費用など、減価償却資産として計上されるものの合計額になります。消費税額を含めるか否かは、その事業者の経理方法によります。

取得価額については、通常一単位として取り引きされる単位ごとに判定します。ただし、個々の機械装置の本体と同時に設置する附属機器で本体と一体となつて使用するような場合には、その附属機器を含めたところにより取得価額を判定することができます。個々のケースについては、設備を設置する市区町村（東京都特別区の場合は東京都）に確認をしてください。

同じ償却資産で2以上の固定資産税の特例措置を受けることはできませんが、特別償却や税額控除といった税制措置とは重複して利用できません。

## 短期損害保険料を分割で支払った場合

法人が、短期の損害保険契約に係る保険料を分割で支払った場合、契約日の属する事業年度において、保険料の全額を損金に計上することはできるのでしょうか。

この場合、保険料の全額を契約日の属する事業年度において損金に計上することはできません。損害保険契約にあってはその契約を締結しただけでは債務が確定したということではできず、保険期間の経過に従って債務が確定すると考えられているからです。

また、法人が前払費用の額で、その支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合において、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときは、その支払時点で損金の額に算入することが認められます。しかし、

この取扱いは、その事業年度に支出した費用のうちまだ役務の提供を受けていない部分についての取扱いを定めたものであり、その事業年度に支出していない費用のうちまだ役務の提供を受けていない部分の金額の損金計上まで認める趣旨ではないと考えられています。

なお、その事業年度に支払った1回分の保険料については、継続適用を要件として、次の方法のうちいずれかを採用することができます(例参照)。

(例) 7月決算法人が、7月20日に保険期間7月20日～翌年7月19日までの損害保険契約を締結し、保険料を10回の分割払いとし、契約日(7月20日)に第1回分としてその10分の1を支払った場合

- ① 保険料の全額を保険期間の日数(365日)で按分し、その事業年度に含まれる日数分(12日分)を損金に算入する方法。残額は前払費用として計上します。
- ② 第1回分を全て損金に算入する方法。

## 延長特例法人に係る無申告加算税

確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人が、見込納付を行った上で期限後申告をした場合の無申告加算税の取扱いを確認します。

無申告加算税は、期限内申告を担保とするためのペナルティであり、申告の懈怠に着目して課されるものであって、その計算の基礎は「納付すべき税額」と規定されています。

したがって、仮に期限内に見込納付した税額があったとしても、無申告加算税の計算上は関係なく、「期限後申告書に納付すべきものとして記載された税額」が、無申告加算税の基礎となります。

なお、見込納付額は、期限内に適法に納付された税として法的位置づけがされていますが、この法的位置づけは、申告期限経過の時点で解消され、単に誤納額となるにすぎません。

### 下取りがある場合(消費税)

**Q** 弊社は自動車販売業者です。消費者に100万円円の自動車を販売するときに、消費者が所有する自動車を30万円円で下取りした場合の消費税の取扱いを教えてください。

**A** 課税資産の譲渡等の対価の額は、譲渡価額から下取価額を控除した金額とすることはできません。下取りを伴う取引については、課税資産の

譲渡等と課税仕入れの2つの取引が同時に行われていますので、それぞれ別個の取引となります。ご質問の場合は、100万円から30万円を控除した70万円を課税資産の譲渡等の対価の額とすることはできず、課税資産の譲渡等の対価の額は100万円および課税仕入れに係る支払対価は30万円としてそれぞれ計算することになります。